

告 示

○総務省告示第四十三号

町の境界変更
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、埼玉県北埼玉郡騎西町と南埼玉郡菖蒲町との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十二年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年二月二十五日

総務大臣 原口一博

北埼玉郡騎西町に編入する区域
南埼玉郡菖蒲町大字小林字上沼頭六二二六の一部、六六二七の一の一部、六六二八の一の一部、六六三〇の一の一部、六九〇四の一の一部、六九〇五の一の一部、六九〇七の一の一部、六九一〇の一の一部、六九一一の一の一部、六九三一の一の一部、六九三二の一の一部、六九四五の一の一部、六九四五の二の一部、六九四六の一の一部、六九四六の二の一部、六九四七から六九五〇までの各一部、字忠平田七九五一の一部、字新徳田七九六二の一の一部、七九六三の一の一部、七九六四の一の一部、七九六六の一の一部、七九六七の一の一部、七九六八の一の一部、八〇〇七から八〇一一までの各一部、八〇一四の一部、八〇一四の二の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部
南埼玉郡菖蒲町に編入する区域
北埼玉郡騎西町大字中種足字十六番二五二〇の一部、二五二二の一、二五二三の一の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部